

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW I：移転価格別表 公布さる！

12月17日付けで《企業年度関連取引報告表》（以下、「別表」という）が公布された。表の冒頭には、

『法の要求に従い、本年度において移転価格文書を作成したか』という質問に、『はい/いいえ』で回答する欄が設けられている。

続いて公布が予定される《特別納税調整管理規定》には、準備すべき企業の類型/規模が規定されるはずであり、相当数の企業が移転価格文書の準備に着手する必要性に迫られることとなる。

当別表は、《中華人民共和国企業所得税年度納税申告書》の添付の一つであり、毎年5月末までに申告書と同時に提出する必要がある、税務当局の移転価格財務データベースの基礎になると同時に、調査対象企業の選定にも用いられる。

1. 別表の記載内容

別表は、関連者関係表、関連取引総括表、仕入・売上取引明細表、役務取引明細表、無形資産取引明細表、固定資産取引明細表、融資取引明細表、対外投資状況明細表及び対外支払状況明細表と全部で9表にわたっており、国内関連者、国内非関連者、国外関連者、国外非関連者に切り分けたセグメント別取引高の開示に加え、仕入・売上で10%を超える大口相手先との取引高の記載が要求されている。

更に、仕入・売上取引及び役務取引明細表においては、移転価格算定方法の記載が要求されている。

移転価格の方法論に従えば、「独立価格比準法」、「再販売価格基準法」、「原価基準法」、「取引単位営業利益法」、「利益分割法」が原則的な方法としてあげられるが、会社が採用する「その他の方法」の選択も認められており、その具体的な方法を摘要欄に記載することが求められる。

移転価格算定方法は、会社が関連者との間で決定する仕切価格の、実際の「値決めの方法」を記載すれば足るわけであるが、ここで明記される方法論に従って、後に準備する移転価格文書において関連者間取引価格の合理性を実証こととなるので、記載にあたっては慎重な検証が求められよう。また、移転価格算定方法を記載しない場合には、税務調査において当局が独自の判断で算定方法を選定し、検証することを許すことにも繋がるため、企業は今後、明確な基準を以て仕切価格の設定を行うことが必要となる。

2. 別表記載のポイント

当別表で求められる記載内容は、申告書の当該年度（08年度）の財務情報のみであり、過去数年の情報開示を求められるのではないかと危惧は払拭された。

当別表の記載を通じて、会社は移転価格文書の基礎である事実部分の過半の記載内容を把握することができる。移転価格文書の前段部分は、これに機能・リスクの事実を記載し、自己評価を加えれば完成するはずである。会社の財務担当者は当別表の記入を通じて、積極的に移転価格文書の準備に関与し、事務コストを低減することがあるべき態度であろう。その上で不明確な部分については専門家のアドバイスを受けければよい。

移転価格文書の後段部分である比較対象分析は、会社が独自に行うには経験及びデータベース等のツールが不足していることから、外部に委託することの方が時間的・コスト的にも合理性がある。製品・サービスのサイクル変動を考慮し、直近3年程度の統計数値を専門家に委託して入手し、自社の結果との整合性を検討し、最終的に文書にまとめる。

EXPERT VIEW

EXPERT VIEW II :【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は12月中旬から下旬にかけて公布または施行された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

[行政法規] ○「国务院の精製油価格及び税・費用の改革実施に関する通知」(国発[2008] 37号、2008年12月19日発布・実施) [規則] ○「商務部、外交部、公安部、司法部各弁公庁の『外資の非正常撤退における中国の利益関係者の国際追及・訴訟業務手引』の印刷・発布に関する通知」(2008年11月19日発布) ●「財政部、国家発展改革委員会、税関総署、国家税務総局公告 2008 年第 39 号(2008 年 12 月 9 日公布、同年 12 月 15 日実施) ○「中華人民共和国増値税暫定施行条例実施細則」(財政部・国家税務総局令第 50 号、2008 年 12 月 15 日公布、2009 年 1 月 1 日施行) ○「中華人民共和国消費税暫定施行条例実施細則」(財政部・国家税務総局令第 51 号、2008 年 12 月 15 日公布、2009 年 1 月 1 日施行) ○「中華人民共和国營業税暫定施行条例実施細則」(財政部・国家税務総局令第 52 号、2008 年 12 月 15 日公布、2009 年 1 月 1 日施行)	ガソリン等精製油の価格と交通税・費用の改正に関する通知。交通税・費用については、①通行車輛から徴収する道路整備費(原文は「公路養路费」)等を廃止、②同じく政府に返還する二級道路整備費を徐々に廃止、③精製油の消費税税額を引き上げ、など。 最近の外商投資企業の“非正常”な撤退により、中国側利益関係者が重大な経済的損失を被っているとして出された通知。中国が締結した国際司法共助条約に基づき、外資側の民事・刑事責任を追及するというもの(日中間では2008年11月に刑事共助協定が発効)。清算義務を履行せず債権者に損失を与えた場合は、最高人民法院の司法解釈(法釈[2008]6号、2008年5月19日実施)により、出資者の連帯責任を追及としている。 「国内投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録」の調整についての公告。詳細は、下記の解説をご参照。 主な改正点は、①固定資産仕入税額控除に関連して、消費税が課税される自己用のオートバイ、自動車、ボートは控除不可と規定したこと、②貨物販売と増値税非課税役務(營業税の課税役務)の提供を含む「混合販売行為」は原則課税としながらも、自己生産貨物の販売と同時に建築業の役務を提供した場合の役務の營業額は例外としたこと、③「条例」で仕入税額控除を可とした輸送費について、領収書に明記される運賃と建設基金のみとし、積卸費用、保険料等の雑費は含まないとしたこと、④小規模納税人の販売額基準について、貨物生産又は課税役務提供に従事又は主に従事する場合は年間50万元以下、その他は80万元以下としたこと(現行の規定では100万元以下と180万元以下)、など。 主な改正点は、①現行条例が制定されて以降に調整された内容を盛り込んだこと、②増値税の新規定に対応して、販売・有償譲渡の定義、外貨換算、価格外費用、納税義務発生時間等の規定を変更したこと。 主な改正点は、①課税となる国内での役務提供、無形資産譲渡、不動産販売の定義を変更したこと(無形資産譲渡の場合、現行規定の「国内で使用されること」から「受取単位・個人が国内に居ること」に変更)、②貨物販売と役務提供の「混合販売行為」について、増値税の規定に対応して規定したこと、③不動産・土地所有権の贈与、建築物の新築・販売での自己建築をみなし課税としたこと、④銀行、外国企業常駐代表機構等の納税期間を四半期毎と規定したこと、など。
---	--

○「国家発展改革委員会の精製油価格の引き下げに関する通知」(発改電[2008]376号、2008年12月18日発布、同年12月19日実施)	上記の国务院通知(国発[2008]37号)と国際原油価格の下落を受けて出された通知。ガソリン、ディーゼル油の小売価格は、従前の変動価格制から最高価格制に変更される。最高小売価格は、現行価格からガソリンはトン当たり1160元、ディーゼル油は同じく1270元に引き下げた金額となる。
○「財政部、国家税務総局の精製油の消費税率引き上げに関する通知」(財税[2008]167号、2008年12月19日発布、2009年1月1日実施)	同じく上記国务院通知を受けての通知。①無鉛ガソリンはリッター0.2元から1.0元(消費税込みの場合は0.28元から1.4元)、②ディーゼル油はリッター0.1元から0.8元、③ナフサ、溶剤油、潤滑油はリッター0.2元から1.0元、④航空燃油・燃料油は0.1元から0.8元、にそれぞれ引き上げられる。
○「財政部、国家税務総局の精製油の消費税率引き上げ後の関係精製油消費政策に関する通知」(財税[2008]168号、2008年12月19日発布、2009年1月1日実施)	同じく上記国务院通知によるもの。①輸入ナフサは2009年1月1日から消費税を徴収する、②国産のエチレン製品、芳香族炭化水素製品を原料とするナフサは消費税を免除し、生産企業が直接販売するエチレン製品、芳香族炭化水素製品を原料としないナフサは消費税を徴収する、など。
○「国家発展改革委員会、中国民用航空局の国内航空路線旅客運輸燃油賦課徴収基準の引き下げに関する通知」(発改価格[2008]3539号、2008年12月19日発布、同年12月25日実施)	国内線の燃油サーチャージ引き下げに関する通知。800キロ未満は80元から20元、800キロ以上は150元から40元に引き下げられる。普通運賃が10%となる乳幼児は免除、同じく50%となる子供は上記の半額となる。

●国内投資プロジェクトの非免税商品リストが改訂される

12月19日付で、「国内投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録」が改訂された。この目録は、内資企業の設備輸入免税プロジェクトを対象に免税にならない品目を記載したもので、外商投資企業には直接関係がない。

ただし、昨年来、国内設備製造業振興政策の一環として、特定設備に対する免税措置が取り消され、奨励類プロジェクトの外商投資企業も同じ扱いとなったが、その具体品目はこの目録が適用されている。(例えば、工作機械・プレス機械で、詳しくは本誌2008年4月23日号をご参照。)また、この目録には多数の生産設備が含まれているが、一方で、外商投資企業向けの「外商投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録」には生産設備が含まれておらず、かねてから関係部門では両目録の内容を近づけ、最終的には一本化する方針を示しており、内資企業向けの目録が外商投資企業向けの目録改訂の“先行指標”になると見られる。そうした意味で、この目録は注目に値する。

この目録に記載される品目は、全て設備・機械・機器である。このうち工場で直接生産に使用する設備としては、工作機械、プレス・鍛造機械、包装機械、化学機械、食品機械、薬品製造・包装機械、プラスチック加工機械、繊維機械、製鉄設備などが含まれている。改訂後の品目数は842種類で、その内訳は、新規追加36種類、輸出入商品税番号(HSコード)調整167種類、設備名称変更41種類、国産設備の生産レベル向上に伴う技術規格調整79種類とされている。新たに追加された設備は、数値制御式鍛造機、化学機械、石炭化学機械、食品機械などである。具体的な品目については、税関総署の次のウェブサイトでご確認ください。
http://gss.mof.gov.cn/guanshuisi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200812/t20081215_98784.html

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
国際事業本部 海外アドバイザリー事業部
池上隆介

CHINA WEEKLY

トピックス: 中国が利下げを発表

中国人民銀行(中央銀行)は 22 日、人民元預金並びに貸出基準金利の引下げ・人民元預金準備率の引下げを発表致しました。

1. 人民元預金並びに貸出基準金利引下げ (2008 年 12 月 23 日より実施)

(単位;%)

	変更前	変更後	変更幅
1. 預金金利			
(1) 流動性預金	0.36	0.36	0.00
(2) 定期預金			
3ヶ月	1.98	1.71	▲0.27
6ヶ月	2.25	1.98	▲0.27
1年	2.52	2.25	▲0.27
2年	3.06	2.79	▲0.27
3年	3.60	3.33	▲0.27
5年	3.87	3.60	▲0.27
2. 貸出金利			
6ヶ月以内	5.04	4.86	▲0.18
6ヶ月超1年以内	5.58	5.31	▲0.27
1年超3年以内	5.67	5.40	▲0.27
3年超5年以内	5.94	5.76	▲0.18
5年超	6.12	5.94	▲0.18
3. 個人住宅公積立貸出金利			
5年以内(含む5年)	3.51	3.33	▲0.18
5年超	4.05	3.87	▲0.18

2. 人民元預金準備率引下げ (2008 年 12 月 25 日より実施)

- ・ 人民元預金準備率を 0.5%引下げ (大手銀行の場合 16.0%→15.5%)。

3. 利下げの背景について

- ・ 貸出金利引下げは 9 月以降 5 回目、預金金利引下げは 10 月以降 4 回目となります。今月上旬に開催された 2009 年の経済政策運営の基本方針を話し合う中央経済工作会议では、「経済の安定的で比較的速い発展の保持」を主要目標とし、「積極的な財政政策」と「適度に緩和的な金融政策」を採る旨が確認されています。内需主導での景気挺入れに財政・金融総動員で取り組む中、足許のインフレ指標は一段のインフレ圧力後退を示唆しており、今回の利下げは、金融政策面での景気下支え追加措置としての位置付けと考えられます。

作成 : 三菱東京 UFJ 銀行(中国) 市場業務部 021-6888-1666 ex) 2910~2918

当資料は相場情報の提供を唯一の目的としたもので、投資勧誘を目的としたものではありません。投資の最終決定は投資家ご自身の判断でなされるようお願い致します。当資料は信頼できる情報に基づき作成したものです。その正確性、安全性を保証するものではありません。また、過去の結果が必ずしも将来の結果を暗示するものではありません。当資料は執筆者の見解に基づき作成されたものであり、弊社の統一された見解ではありません。当資料は使用することにより生ずるいかなる種類の損失についても弊社は責任を負いません。尚、当資料の無断複製、複写、転送はご遠慮下さい。当方の都合で、本レポートの全部または一部を予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**国務院 不動産市場でこ入れ策発表**: 国務院は 20 日、「不動産市場の健全な発展の促進に関する若干の意見」を発表。都市部低収入家庭等向けの住宅建設の拡大や住宅購入優遇による住宅消費の促進、また、デベロッパーに対する融資支援等が内容。政府、個人、企業のそれぞれに対する政策方針を示し、これまで経済を牽引してきた不動産市場の梃子入れにより、内需拡大や経済の比較的早い発展を目指す。

【産業】

◆**製品油価格引き下げ**: 国務院は 18 日、予て意見徴収を行っていた「製品油価格と税制改革」の正式通知を発表した。税制改革(*)は 2009 年 1 月 1 日、価格形成改革(**)は 2008 年 12 月 18 日より実施。通知に合わせて、国家発展改革委員会は 19 日、製品油の上限価格の引き下げも発表した。ガソリンは 15-16%、軽油は 17-18%の引き下げとなる。

* 課税制度の改善として燃油税改革を実施するもの。現在徴収の道路維持費等 6 項目の手数料と二級道路料金の徴収を廃止し、代わってガソリン、軽油等製品油の消費税を引き上げる。

** 政府の価格指導は継続し、小売価格を政府指導価格の上下変動制から上限制に変更等とするもの。

【貿易・投資】

◆**貿易決済登記管理の緩和**: 国家外貨管理局は先に発表された国務院の金融による経済発展促進に関する通知を受けて 23 日、貿易決済の登記管理を緩和する通知(*)を發布、輸出前受と通関後 90 日超の輸入延払の管理限度額が引き上げられることになった。一般企業の輸出前受/輸入延払限度額は、従来の前年度輸出受取総額/輸入支払総額の 10%から 25%に引き上げ、同時に 1 回当たり 3 万米ドル以下は限度管理に組み込まないものとする。また、信用状況が良好な企業は実需に応じて限度額拡大の申請が可能。貿易融資の規制緩和により中小企業を始めとする企業の輸出入促進を目指すもの。12 月 23 日実施。

*:「国家外貨管理局の企業貨物貿易項目下外債登記管理の関連問題についての通知」(匯発[2008]73 号)

<日本語仮訳>→<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/308122401.pdf>

◆**2009 年 1 月 1 日から輸出入関税調整**: 財政部は 17 日、2009 年 1 月 1 日からの輸出入関税の調整内容を発表した。WTO 加盟時の公約に基づき、苺等 5 品目の輸入関税を引き下げた他、小麦、とうもろこし、米等農産品 7 品目と化学肥料 3 品目については、引き続き関税割当制度を実施する。調整後の 2009 年の平均関税率は昨年と同水準の 9.8%で、うち農産品は 15.2%、工業製品は 8.9%。また、来年は内需拡大、農業支援、産業高度化等の政府方針に基づき、石炭、製品油等の資源エネルギー製品、重要原材料・部品、農業・工業用先端設備など 670 品目について、低率の輸入暫定税率を適用する方針。一方で高エネルギー消費・環境汚染製品に対しては、引き続き暫定輸出関税を適用する。

◆**中国本土・台湾間で「三通」が実現**: 11 月の中台間交流窓口の合意に基づき、15 日に、中国本土・台湾間の「三通」(通信、通航、通商の直接往来)が実現した。今回実施されたのは、通信面における一般郵便、郵便小包、速達郵便の直接輸送、通航面における中国の港湾 63ヶ所と台湾の港湾 11ヶ所を直接結ぶ海運路線の開通、中国の 21 都市と台湾の 8 都市を結ぶ航空便の週 108 便への拡大等。通信、通航の解禁により時間とコストの削減が実現し、今後の中台間ビジネスのさらなる進展が期待されている。

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2008.12.15	6.8440	6.8430~6.8537	6.8500	0.0073	7.5488	-0.0492	0.8835	0.0002	9.2131	0.1080	1.5300	2062.93	10.68
2008.12.16	6.8455	6.8445~6.8515	6.8465	-0.0035	7.5765	0.0277	0.8831	-0.0004	9.3534	0.1403	1.5100	2074.07	11.14
2008.12.17	6.8348	6.8250~6.8414	6.8357	-0.0108	7.7405	0.1640	0.8820	-0.0012	9.6515	0.2981	1.4281	2075.93	1.86
2008.12.18	6.8330	6.8285~6.8350	6.8295	-0.0062	7.7768	0.0363	0.8814	-0.0006	9.8706	0.2191	1.3700	2116.74	40.81
2008.12.19	6.8350	6.8345~6.8490	6.8465	0.0170	7.7080	-0.0688	0.8830	0.0016	9.6209	-0.2497	1.4000	2119.63	2.89

RMB レビュー&アウトLOOK

今週の人民元は、前週末とほぼ同水準となる 6.8440 でオープン。実需筋による大口のドル買いにより週初は一時 6.8500 を下回る水準まで人民元が下落したものの、今月初に比べ市場の米ドル流動性も徐々に回復しつつあり、その後は底堅く推移した。16 日には米国政策金利引き下げの発表を受け米ドルが全面安となると、翌 17 日には人民元も対ドルで先月以来となる 6.8200 台まで上伸したが、国内輸入企業による年末決済のための大口のドル買い需要も相応に強く週末には再び 6.8500 近辺まで下落して越週となった。今週発表された 11 月の鉱工業生産は粗鋼や自動車といった分野での落ち込みが影響し、前年同月比+5.4%と前月(同+8.2%)からさらに鈍化、国内景気の減速が明らかとなっている。また通貨供給量(M2)の伸びも前年同期比+14.8 と 2008 年目標(同+16%)を 3ヶ月連続で下回っている。前週末(13 日)に国務院より「当面の金融による経済発展促進に関する若干の意見」が発表され、2009 年の M2 伸び率を 17%とする目標発表されている。こうした中、中国人民銀行は 22 日、9 月以降で 5 回目となる貸出基準金利の引下げを発表した。利下げ幅は前回を下回り、期間によって 0.18%~0.27%となっているが、中国当局は国内景気先行きに深刻な懸念を有している模様であり、今後も追加的な金融緩和策が発表される可能性はあるだろう。来週の人民元は一段の元高もあり得るものの、年末に向けた外貨資金需要が高まることも予想され、上値は限定的となろう。(12 月 22 日)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。